

※インターネット「はらまち九条の会」で、「九条はらまち」の全号を見ることができます。
※「はらまち九条の会」は会員約380名。超党派で会員を募集中です。年会費千円。



九条はらまち

「はらまち九条の会」ニュース No.103

2009(平成21)年7月7日(水)発行

＜1937(昭和12)年7月7日の夜、廬溝橋こうきょう事件、8年間の日中戦争に拡大＞

○7月7日は日中戦争開始となる「廬溝橋事件」の日。元来は中国伝説の「七夕」ですが、「牽牛と織女は、恋人か夫婦か？」ということが話題に。答えは「夫婦」。○でも一等星の牽牛星はアルタイル、織女星はベガですが、天の川をはさんでいて未来永劫絶対に会うことはない。○星の話題。まもなく相馬野馬追祭ですが、相馬藩は「妙見信仰」といい北極星(北辰)や北斗七星を崇拝し、相馬藩主の家紋も「九曜」(九つの星)です。星のことをヨーロッパでは★印で、日本では昔から●印で表現してきました。

まもなく
相馬野馬追祭



ホームページ開設にご意見をお寄せください！ 数名の担当希望者も募集します！

◆現在、相馬・いわき・山都・飯野・県の各九条の会のホームページができていて、次々に活動の様子をインターネットで流しています。

世界各地の市民運動も選挙運動だって、今やインターネットで意見をアピールし、連絡を取り合い集会や活動を呼びかけ盛り上げる時代で、どんどん変化してきています。

◆「はらまち九条の会」でも独自のホームページ開設をめざして検討中ですが、内容についてのご意見や、担当ご希望の方は事務局までお申し出いただきたいと思います。現在の事務局員は高齢者(?)で、とてもとても対応できかねます。若い方数名をお待ちしております。



周辺になにか工夫やアイデアを！

皆様からのカンパで、昨年8月15日の終戦記念日に建てられた看板ですが、錦町の交通量の多い県道沿いでよく目立ち、一般市民に9条をアピールしていると思います。でも、看板周辺は、雑木林を背景に雑草に囲まれていてポツンと看板だけ一人ぼっちですが、「大小メッセージの掲示板」「花壇」「ベンチを置いてミニ公園」など、何かしらアイデアを事務局までお寄せください。

会員より その③

○「会報99号に、特定政党委員長の書簡にオバマ大統領が返書をよこした旨のことが掲載されていますが、“党派をこえて”という本会のあり方に矛盾しているのではないかと。どの政党にせよ近いととられてしまいます」……(小高区・匿名)

(事務局より)「歴史的事実として記事にした『朝日新聞』から転載し、事務局で話合せて載せたのですが、そう受け取られるかも知れませんね。注意いたします。」

○「いつも会報の『戦争体験』を楽しみに読んでその号だけはとって置きます」(原町区・匿名)



前橋でも看板を見つけた！

「私は群馬県前橋市に住んでいる「はらまち九条の会」会員です。前橋には「九条の会」がないのかしらと思っていましたが、先日散歩の時に、『輝け平和憲法』、裏には『憲法9条は世界の宝』と大書された看板を見つけ、嬉しくなりました。元東京電力社員だった92歳の老夫婦が書き、敷地に畑も提供し、たくさんの方の協力で作ったという立派な看板です。前橋市南橋地区九条の会が、全部で5本も建てたそうです。私も「はらまち九条の会」の大看板のことをその老夫婦に話し、夏野菜をどっさりいただきました。皆さん憲法九条のことを、熱心に真剣にしっかり考えておられますね」……(群馬県前橋市 土屋千恵子)

子ども達に残すべきもの

私は小児科の一開業医です。毎日可愛い子どもたちに出会っていると、重症な子どもには何とか手助けをしてあげたいと思うし、一方可愛い子どもの笑顔を見るとき本当にこの仕事を選んでよかったなあと感じる至福の瞬間です。

この可愛い子ども達が将来あの忌まわしい戦争に巻き込まれるようなことが決してあってはならないのです。そのためには憲法九条を絶対に守り通さねばなりません。

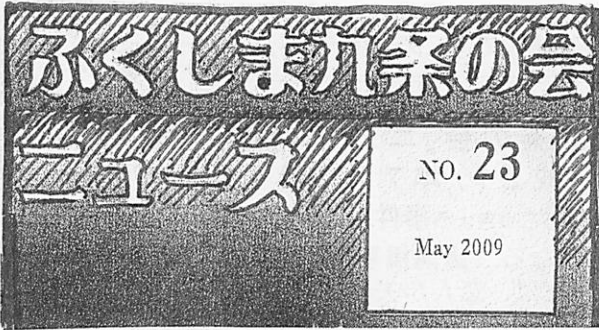
TV報道によるとアフリカ・カナリア諸島のテルデ市には「広島・長崎広場」があり、更に「憲法九条の碑」が建てられているそうです。

私たち「はらまち九条の会」では昨年8月15日に市内県道沿いの交差点近くに「世界は憲法九条を選びはじめた。あなたは九条を変えて戦争に行きますか。」と書いた大看板を建立しました。その建立にあたっては、会員の皆さんをはじめ一般市民の方々から貴重なカンパをいただき、その関心の高さに本当に感謝しております。

今この日本では政治のどさくさに紛れて、ソマリア沖での海賊対策として自衛隊を派遣し、まもなくその活動を開始しようとしております。一寸の油断もできません。

皆さん是非とも一致団結して、この憲法九条を守りぬくために共に活動をしていこうではありませんか。

将来の「子ども達に残すべきもの」それには「日本国憲法九条」が不可欠です。



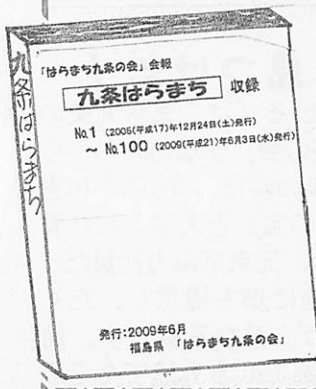
「福島県九条の会」発行のニュース
二〇〇九年五月号に掲載された
本会平田慶肇会長の寄稿文です。
そのままコピーいたしました。



地域・分野の「九条の会」登場
VOL.3

平田 慶肇さん

はらまち九条の会代表



『“九条はらまち”収録』を市内の図書館などへ

4月の総会でも「会報の『九条はらまち』を多くの一般市民の方にも目にしてください」ために、市内の図書館など公共施設に届け置いてもらってはどうか」という提案がありました。■そこで事務局では、1号から100号までの全号を製本し冊子にした『収録』と、101号からはファイルに綴って置いていただくようにします。国立・県立・市立などの各図書館にも贈ります。

▶「九条はらまち」収録。 ささやかな市民運動でも記録として1冊に製本して保存しておかないと、すぐに資料は散逸し、どんな活動をしてきたかは不明となってしまうものです。『収録』お入り用の方は事務局(山崎)へ連絡をどうぞ!

「はらまち九条の会」事務局員連絡先 (市外局番 TEL0244)

- 平田慶肇会長 TEL24-1211 ○井上由美(会計) TEL22-7511 FAX26-0892
- 山崎健一事務局長 TEL22-8631(〒975-0014 福島県南相馬市原町区西町3-53-2)
- 石田賢二 TEL22-4037 ○早坂吉彦 TEL22-0326 ○番場恵子 TEL22-0715